$\overline{}$																	(丰位 ・13/
車上 種 1 別桁)	自動車の種類			登録月	年税額	50%軽課	11ヵ月分 (2月抹消) (4月登録)	10ヵ月分 (1月抹消) (5月登録)	9ヵ月分 (12月抹消) (6月登録)	8ヵ月分 (11月抹消) (7月登録)	7ヵ月分 (10月抹消) (8月登録)	6ヵ月分 (9月抹消) (9月登録)	5ヵ月分 (8月抹消) (10月登録)	4ヵ月分 (7月抹消) (11月登録)	3ヵ月分 (6月抹消) (12月登録)	2ヵ月分 (5月抹消) (1月登録)	1ヵ月分 (4月抹消) (2月登録)
(乗車定員10人以下)	乗用車	総排気量	1リットル以下		7,500	4,000	3,600	3,300	3,000	2,600	2,300	2,000	1,600	1,300	1,000	600	300
		"	1リットルを超え	1. 5リットル以下	8,500	4,500	4,100	3,700	3,300	3,000	2,600	2,200	1,800	1,500	1,100	700	300
		"	1. 5リットルを超え	2リットル以下	9,500	5,000	4,500	4,100	3,700	3,300	2,900	2,500	2,000	1,600	1,200	800	400
		"	2リットルを超え	2. 5リットル以下	13,800	7,000	6,400	5,800	5,200	4,600	4,000	3,500	2,900	2,300	1,700	1,100	500
		"	2. 5リットルを超え	3リットル以下	15,700	8,000	7,300	6,600	6,000	5,300	4,600	4,000	3,300	2,600	2,000	1,300	600
		"	3リットルを超え	3. 5リットル以下	17,900	9,000	8,200	7,500	6,700	6,000	5,200	4,500	3,700	3,000	2,200	1,500	700
		"	3. 5リットルを超え	4リットル以下	20,500	10,500	9,600	8,700	7,800	7,000	6,100	5,200	4,300	3,500	2,600	1,700	800
		"	4リットルを超え	4. 5リットル以下	23,600	12,000	11,000	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000
		"	4. 5リットルを超え	6リットル以下	27,200	14,000	12,800	11,600	10,500	9,300	8,100	7,000	5,800	4,600	3,500	2,300	1,100
		"	6リットルを超える		40,700	20,500	18,700	17,000	15,300	13,600	11,900	10,200	8,500	6,800	5,100	3,400	1,700

【注意点】

- ◇自動車を譲渡する場合は、納税通知書についている納税証明書(継続検査用)を相手方にお渡しください。
- ◇継続検査用納税証明書を無くされた場合でも、納付されている場合は、運輸支局でシステムにより確認できますので、紙の納税証明書の再発行は省略できます。 (ミステム 反映表で数日 かかいます)
- (システム反映まで数日かかります) ◇年度途中に自動車の構造変更をした場合、翌年度から構造に応じた税額が課税されます。(年度途中で税額は変わりません。)